

入院時食事療養に関すること

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を、適時（夕食については概ね午後6時を中心とした時間帯で）、適温で提供しています。

尚、入院時の食事療養費の自己負担額は以下の通りです。

区分		1食あたり負担額
一般の世帯（市民税課税世帯）		510円
市民税非課税世帯 「70歳以上で 低所得Ⅱの方」	過去12か月の入院日数 90日まで	240円
	過去12か月の入院日数 91日以上	190円
70歳以上で低所得Ⅰの方		110円

令和7年4月1日

特定医療法人清輝会国府津病院